



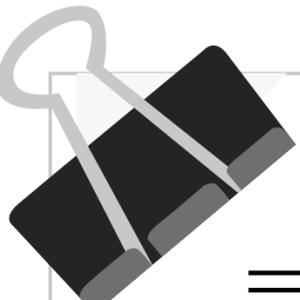
令和6年度老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業)

訪問看護及び療養通所介護の役割と 他サービスとの連携体制構築に関する 調査研究事業

ダイジェスト版



公益財団法人
日本訪問看護財団
Japan Visiting Nursing Foundation



[目的]

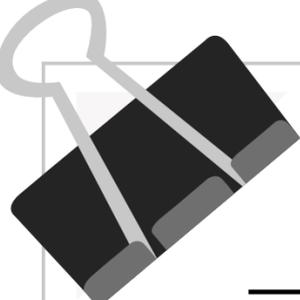
令和6年度介護報酬改定における今後の課題として、訪問介護等における看取りや医療ニーズの高まりに対応するために、他の介護保険サービス等と訪問看護の連携の在り方を検討していくべきとされている。

本事業では、訪問看護及び療養通所介護を一体的に運営する先行事例における他の介護保険サービスや障害福祉サービスとの連携体制とその実態を紐解きつつ、他の訪問看護事業所が抱える連携における課題を明らかにし、地域包括ケアシステムの深化・推進及び地域共生社会の実現に資する取組並びに連携の在り方について提言することを目的とする。



本事業における定義

「**連携**」とは
平時における小さな変化や困りごと、現状をどうするのか判断が求められるような事象を共有、相談するといった連携のプロセスとする。



[調査の実施]

01 アンケート調査

訪問看護事業所7,699カ所(弊財団会員を含む)、介護サービス事業所8,593カ所、障害福祉サービス事業所7,393カ所、訪問看護従事者35,000人 なお、対象とした介護・障害福祉サービスは以下のとおり。

介護サービス:居宅介護支援・訪問介護・通所介護

障害福祉サービス:居宅介護・重度訪問介護・生活介護・計画相談支援・障害児相談支援・児童発達支援・放課後等デイサービス

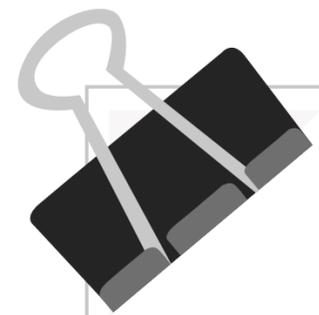
※介護・障害福祉サービス事業所については、看護職員の配置規定のないサービスを選定し、各種母集団の1/10事業所を抽出(両制度における情報公表サービスを活用してサンプリング)

02 ヒアリング調査

療養通所介護事業所については、ネットワークサンプリングとして抽出。

訪問看護事業所は調査票よりヒアリング調査協力可能事業所およびネットワークサンプリング。

介護および障害福祉サービス事業所については、療養通所介護と訪問看護と実際に連携している事業所を紹介してもらい選定



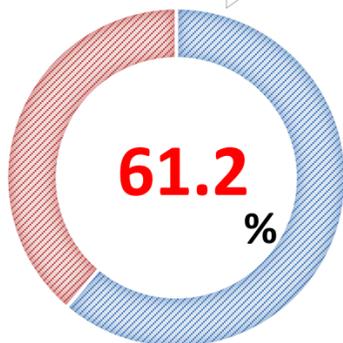
01

アンケート調査結果

【介護・障害福祉サービス事業所との連携】

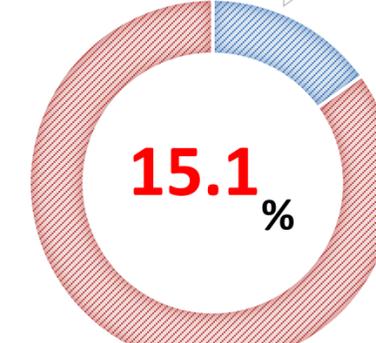
介護保険サービス		障害福祉サービス
法人内外ともに「居宅介護支援事業所」が最も高かった。次いで「他の訪問看護ステーション」、「訪問介護」の順であった	訪問看護ステーション調査からみた連携があるサービス事業所	法人内外ともに「居宅介護」が高いが、介護サービスとの連携割合と比較すると相対的に低かった
「居宅介護支援事業所」が最も高かったケアマネジャーとの連携体制が構築されている結果であった	介護・障害福祉サービス事業所からみた訪問看護ステーションとの連携	「居宅介護」「重度訪問介護」「計画相談」「障害児相談支援」の割合が高く、母集団から見た場合、障害福祉サービス事業所と関わりのあるステーションが少ないと考えられる
61.2%	訪問看護ステーションが介入していないケースの相談を受けたことがある	15.1%
「介護支援専門員」からの相談が高かった居宅介護支援事業所との平時からの連携がある結果であった	どの職種からの相談を受けたか (ステーション・療通に質問)	「相談支援専門員」からの相談の割合が高かった計画相談との平時からの連携がある結果であった ★介護サービス事業所よりも全体的に割合が低くなっているが、療養通所介護と障害福祉サービス事業所の連携は、ステーションとの連携よりも高くなっており、介護と障害福祉サービスの一体的な提供が可能な療養通所介護の強みを発揮できていると考えられる
利用者・家族の心身の状態のアセスメントから生活に根差したケア提供・医療に関わる内容への助言を求められる内容が多かった	相談者が困っていた内容	利用者・家族の心身の状態のアセスメントから生活に根差したケア提供・医療に関わる内容への助言を求められる内容が多かった
医師・家族等との連絡調整にはじまり、時には受診勧奨等	相談支援以外の対応	医師・家族等との連絡調整にはじまり、時には受診勧奨等
相談支援により状態に合わせたサービス提供の一助となり、結果、在宅生活継続に貢献していた	相談により得られた効果	相談支援により状態に合わせたサービス提供の一助となり、結果、在宅生活継続に貢献していた
介護・障害福祉サービス事業所が訪問看護(療養通所介護)に相談した内容		
「心身状態に変化があった事例」「利用者・家族の意向への対応が必要となった事例」「医療的ケアに関わる対応が必要となった事例」のすべてで相談があった	平時からの相談	介護サービス事業所と比較すると低いものの、「心身状態に変化があった事例」「利用者・家族の意向への対応が必要となった事例」「医療的ケアに関わる対応が必要となった事例」のすべてで相談があった
「介護支援専門員」が最も高かった「介護支援専門員」との平時からの連携が進んでいる結果であった	相談した職種	「相談支援専門員」が最も高かった「相談支援専門員」との平時からの連携が進んでいる結果であった

相談を受けたことがある



半数以上はケアプラン上に訪問看護が位置づけられていない中で、相談対応を行う程の連携体制が構築されていると考えられる

相談を受けたことがある



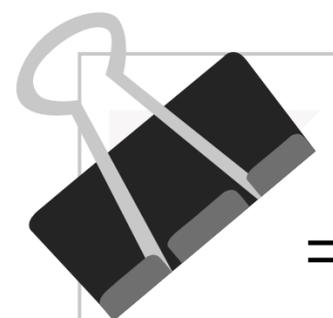
介護サービスと比べるとかなり少ないことが確認できた

【介護・障害福祉サービス事業所との連携】

訪問看護ステーションが「介護支援専門員」(介護)、「相談支援専門員」・「サービス管理責任者」・「児童発達支援管理責任者」(障害)の配置がないサービス等との連携		
「医療機関」が最も多く、次いで「訪問介護」という結果であった	相談を受けた事業所	「居宅介護」が最も多かった
「サービス提供責任者」が最も多い反面、「社会福祉士・精神保健福祉士」・「保健師・看護師・准看護師」・「医師」といった医療職からの相談が4割を超えていた	実際に相談があった職種	「サービス提供責任者」が最も多かった
病状や服薬に関する内容が多かった	相談内容	病状や薬剤のほか、「不安が強い」ことに対する内容が多かった
利用者・家族の心身の状態のアセスメントから生活に根差したケア提供・医療に関わる内容への助言を求められるものが多かった	訪問看護ステーションが受けている相談	利用者・家族の心身の状態のアセスメントから生活に根差したケア提供・医療に関わる内容への助言を求められるものが多かった
医師・家族等との連絡調整にはじまり、時には受診勧奨する等し、状態に合わせたサービス提供の一助となり、結果、在宅生活継続に貢献していた	相談対応以外の対応	医師・家族等との連絡調整にはじまり、時には受診勧奨する等し、状態に合わせたサービス提供の一助となり、結果、在宅生活継続に貢献していた
「電話・FAXによる連携」が最も高く、次いで「対面又はオンラインによる会議・カンファレンスによる連携」という順だった	連携の方法	「電話・FAXによる連携」が最も高く、次いで「対面又はオンラインによる会議・カンファレンスによる連携」という順だった

訪問看護ステーションが介入していないケースの相談を受けたことがないステーション **35.6%**

看護職員の規模、設立法人、開設年を比較したところ、連携体制が構築されていると考えられた群との大きな差は確認できなかった。唯一、介護保険制度下で開催される各種会議や研修会等の参加状況について、連携体制があるステーションの参加状況が高かった。



【介護・障害福祉サービスにとって相談しやすいステーション】

- 1位 相談が可能な事業所であることがわかる 37.3%
- 1位 相談先と顔の見える関係になっている 37.3%
- 3位 相談対応を行う専任の人がいる 36.5%
- 4位 相談のための時間・窓口が明示されている 21.5%
- 5位 相談対応事業所として事業所と提携している 21.5%

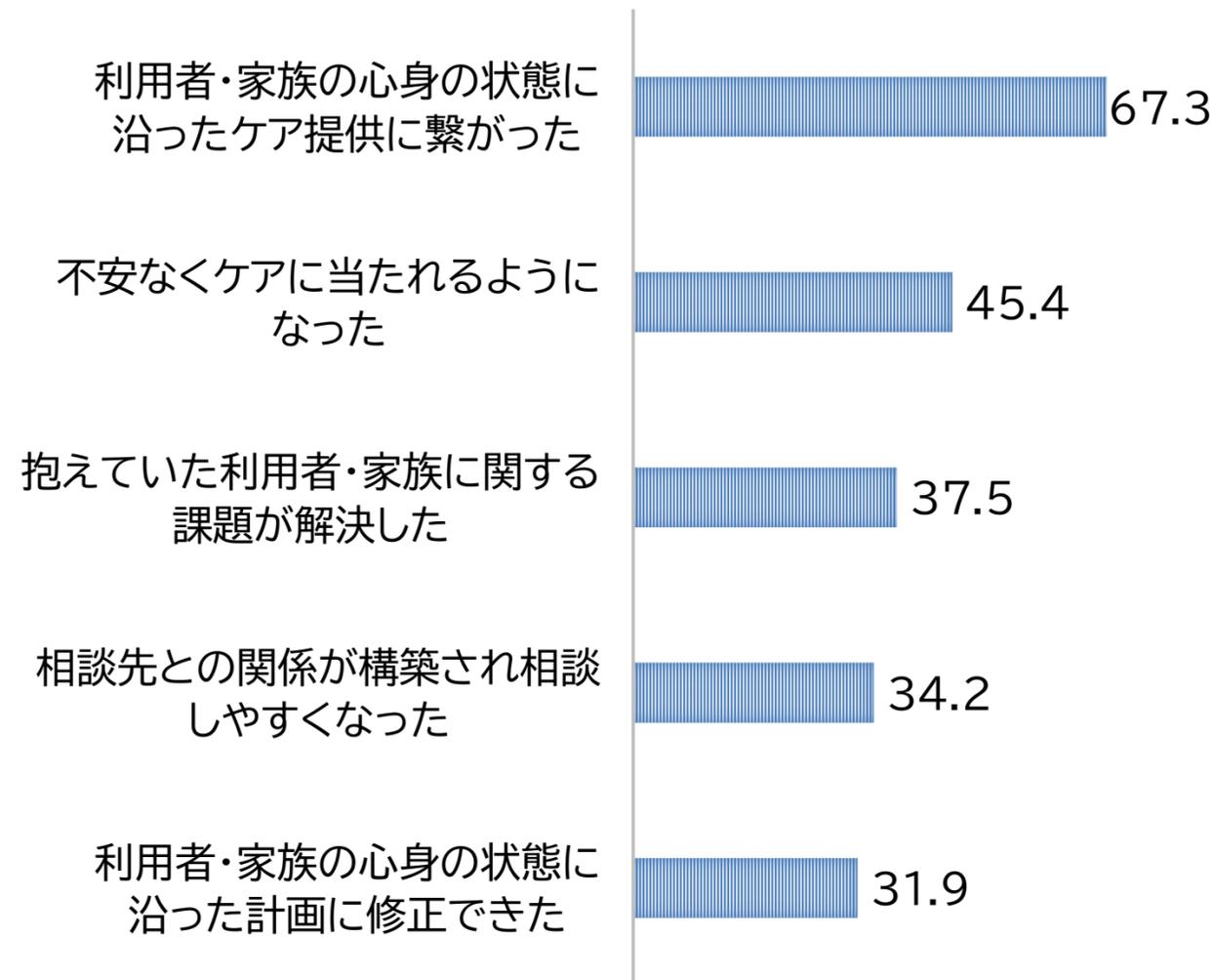
-
- ・介護・障害福祉サービスに早期に連携するために必要なことを確認すると、「相談が可能な事業所であることが分かる」ことが高く、他方、ステーションに早期連携のための必要方策を確認すると「相談が可能な事業所であることを周知する」が高くなっており、相談が可能であることを広く伝えることが重要と考えられた。
 - ・介護・障害福祉サービス事業所における相談したかった職種は、ともに「医師」が最も高く、次いで「看護師」となっており、医療専門職への相談ニーズがあることがうかがえる。

【連携の効果】

○心身の状態の変化があった事例

(ex:微熱がありどうしたら良いか。誰に報告したら良いのか、最近調子が悪いと言っているがどうしたらよいか。心身の状態に関連してどのような工夫があるのか等)

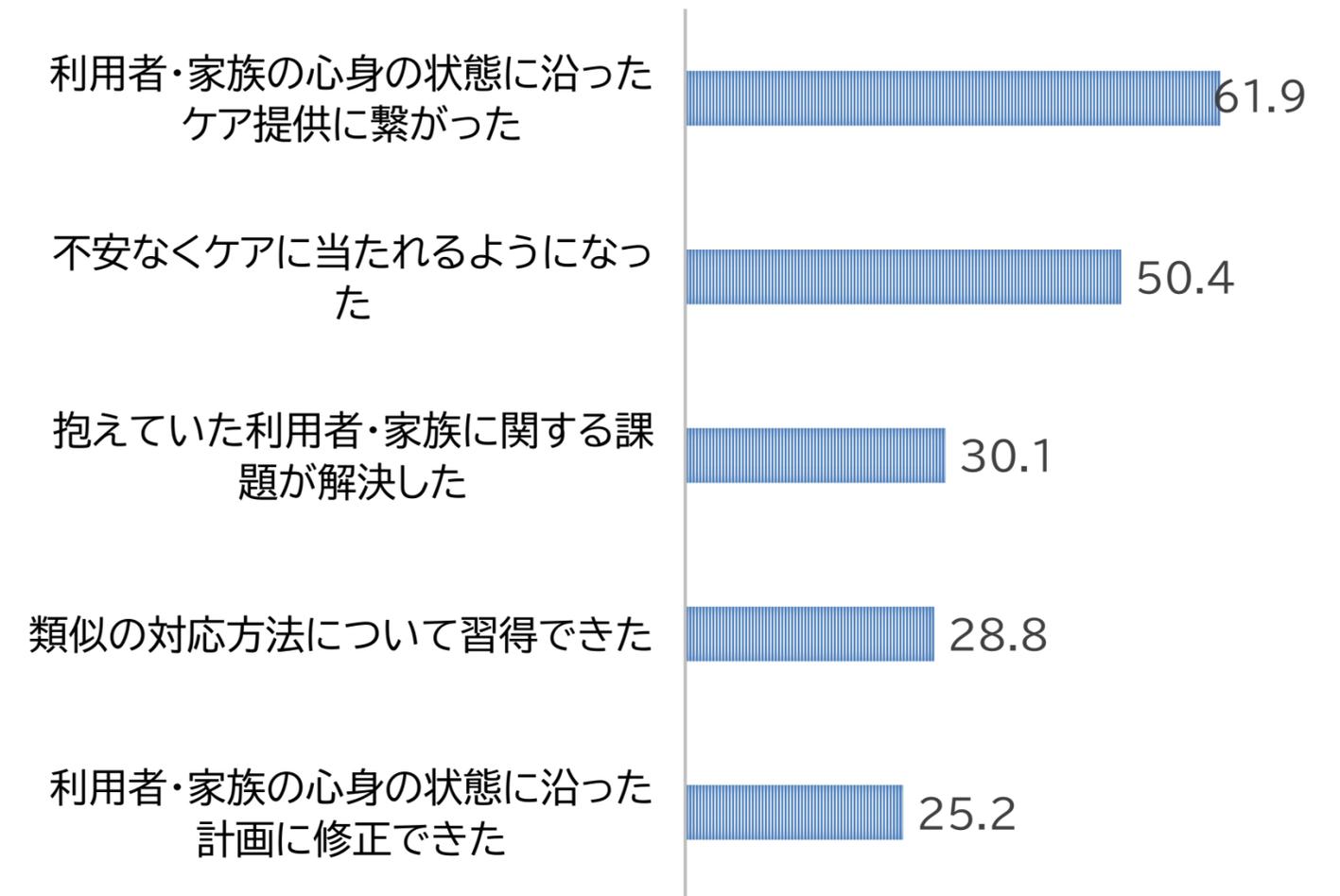
介護サービス事業所が訪問看護に相談して得られた効果(単位:%)



○医療的ケアに関わる対応が必要となった事例

(ex:薬を飲み忘れたのだが今飲んでも良いものか、挿入されているカニューレや管がいつもの位置と少し違う気がするがこのままで大丈夫なのだろうか等)

障害福祉サービス事業所が訪問看護に相談して得られた効果(単位:%)



【日常的な多職種連携を担う事業所・訪問看護師の特性】

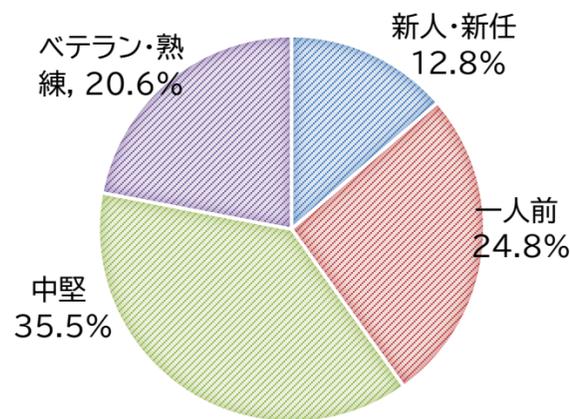
本調査では、従事者の会議等の参加状況・連携を強化したいサービスのほか、従事者の看護実践能力¹⁾と合わせて自身が実践したい訪問看護の実践状況、訪問看護師としての就業継続意向についても収集した。

本事業においては、連携に係る看護実践能力として「協働する力²⁾」が挙げられ、回答者の主観的評価として「実践できている」または「少し実践できている」と回答した者を「実践できている群」、「あまり実践できていない」・「実践できていない」・「就業先で、この職務を求められていない・実践する機会がない」と回答した者を「実践できていない群」として群分けした。

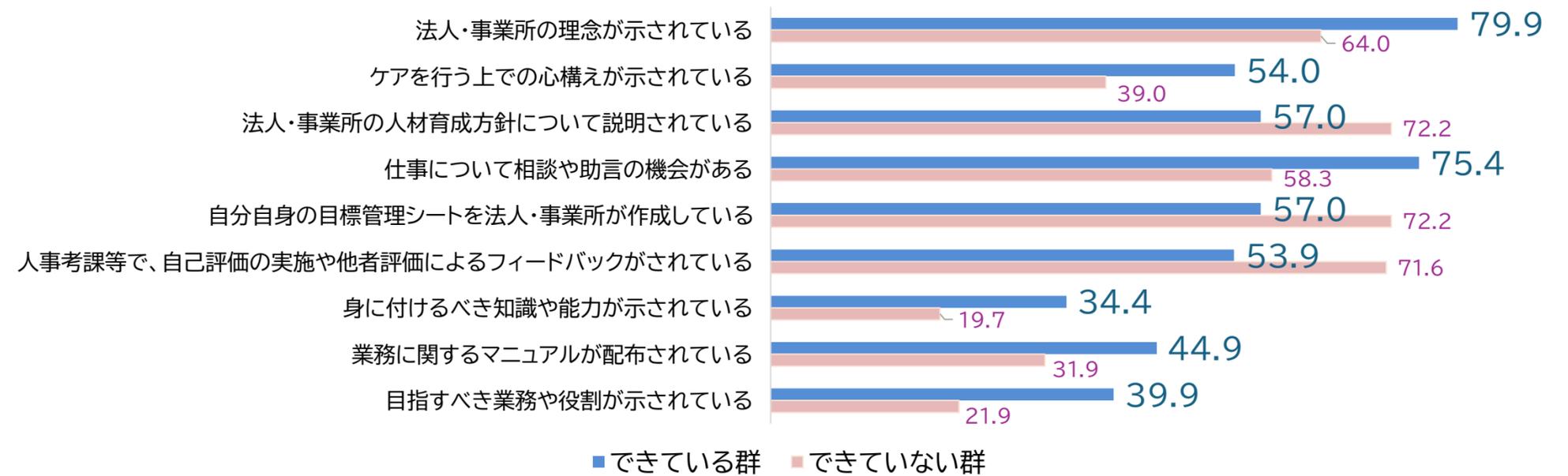
協働する力



「協働する力」別看護職員のキャリアの状況



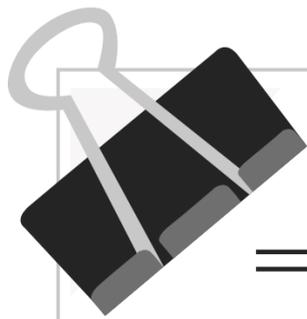
「協働する力」別の法人・事業所の方針(単位%)



「協働する力」を育む土台として、経験年数のほか、訪問看護事業が目指す理念が明確であり、悩んだ際にはタイムリーに相談ができるOJT体制が存在していた

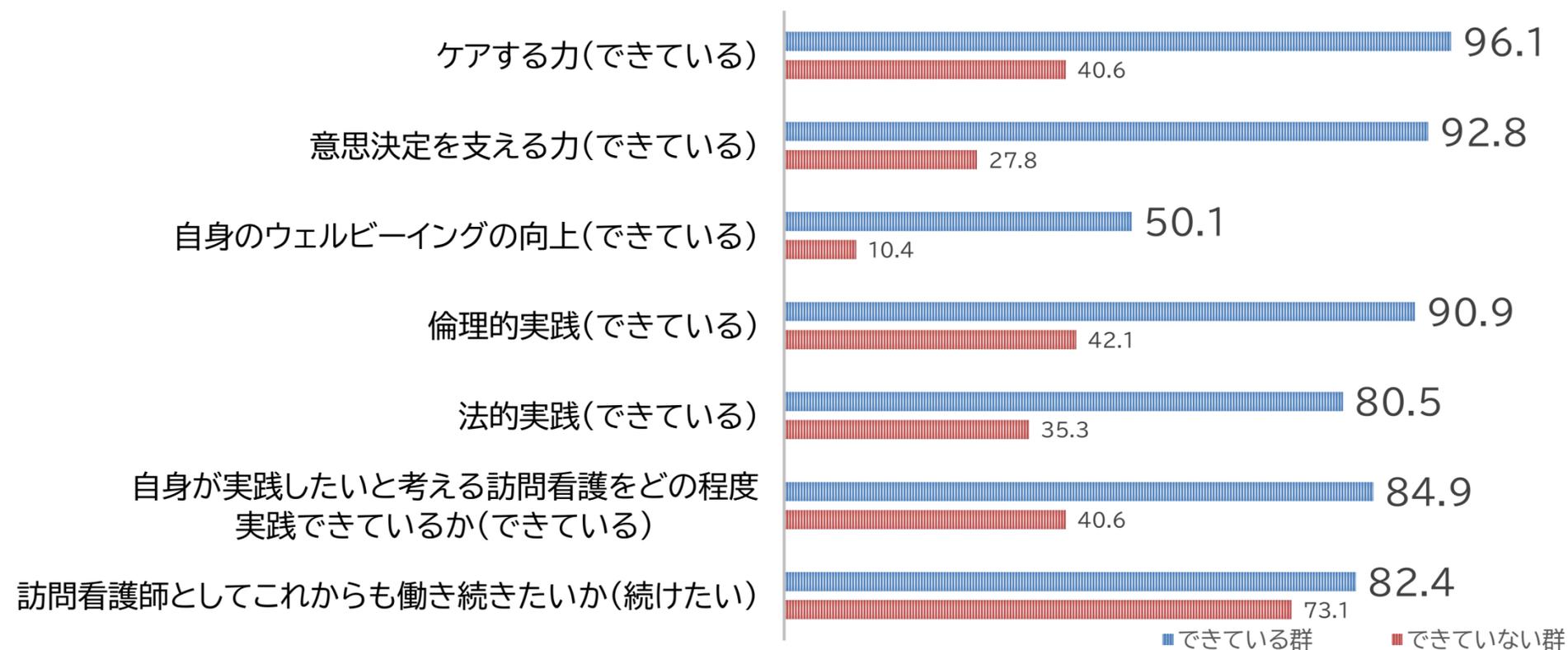
1) 公益社団法人日本看護協会が公表している「看護師のまなびサポートブック」に概説されており、学びの指標と位置づけられ、看護師に求められる能力として提唱されている。

2) 看護実践能力のうちの指標の1つであり、「ケアの受け手や保健・医療・福祉および生活に関わる職種・組織と相互理解し、知識・技術を活かし合いながら、情報共有や相談・提案等の連携を図り看護を实践する」と定義されている。



【日常的な多職種連携を担う訪問看護師の特性】

「協働する力」別の実践状況（単位：%）



「協働する力」の「実践できている群」は、すべての項目において「実践できていない群」を上回っていた。

看護実践能力の指標として位置づけられている。それぞれの定義については、以下のとおり

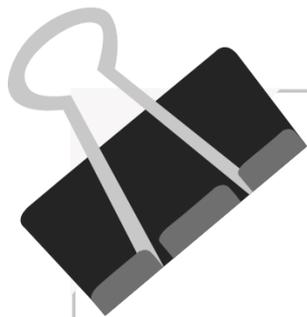
ケアする力: ケアの受け手とのパートナーシップのもと、それぞれの状況に合わせた看護計画を立案・実施・評価し、実施した看護への対応を行う

意思決定を支える力: ケアの受け手や関係者との信頼関係と対話、正確かつ一貫した情報提供のもと、ケアの受け手がその人らしく生きるための意思決定を支援する

自身のウェルビーイングの向上: 適切で質の高い看護を実践するため、看護師自身のウェルビーイングを向上する

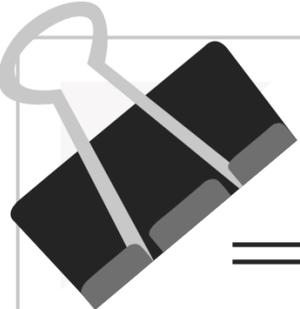
倫理的実践: 看護師として倫理的に意思決定、行動し、人々の生命や権利、多様性、プライバシー等を尊重し看護実践を行う

法的実践: 看護師として法令遵守が定められている行動は何かを認識し、法令やガイドライン、所属組織等の規範に基づき看護実践を行う



02

ヒアリング調査結果



【相談がしやすい(連携が図りやすい)ステーションの特徴】

心理的安全性が担保できる取組

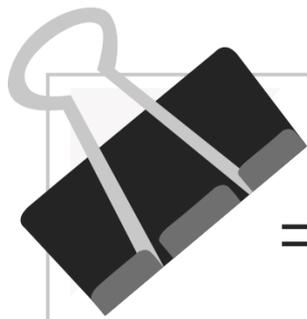
- ・双方に意見を尊重し、共に考えるという姿勢がある。
- ・威圧的な言葉を使わず、わかる言葉を使っている。
- ・タイムリーに対応してもらえる。
- ・緊急時には端的かつ具体的に何をすべきか伝えてくれる。
- ・会議等で顔を合わせたときに相互に質問ができ、「いつでも相談にのります」と声がけがある。

専門職としての相互理解を深める工夫

- ・相手の職域を理解している。
- ・会議等で顔を合わせたときに相互に質問ができる。
- ・共通言語を持つために研修会を行う。
- ・サービス担当者会議をこまめに行い、方向性を合わせる。
- ・訪問看護と介護職員が同行訪問をして互いの役割を確認する。
- ・連絡ノート等を活用して具体的に観察する項目について情報共有する。
- ・薬剤の変更等で医療的な観点で注意が必要な時は事前に伝える。

連携ツールの活用

- ・訪問看護師は、介護職員からの事前情報があることで、ケアのアプローチが変わり時間短縮につながる。
- ・連絡ノートで必要な観察項目を共有し、訪問日以外の状態を把握できることで、医師にも報告しやすくなることから、効果的・効率的な連携に繋がっていた。
- ・昨今、在宅療養の場でもICTが導入されているが、今回のヒアリング調査では、連絡ノートの活用が確実であり、気軽なツールとして挙がった。



【双方向に連携を促進させる上で重要と考えられること】

人材育成

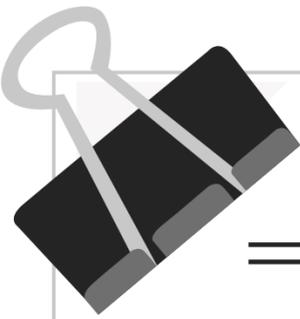
連携促進を行うのは「人」であり、人材を育成することの重要性を確認することができた

- ・介護職員との連携が重要であることから、介護職員への尊敬や感謝について教育する。
- ・管理者(事業所トップ)の意向により訪問看護ステーションの姿勢が変わるため、管理者を育てることが重要である。
- ・スタッフは、管理者や先輩の姿勢や働く姿を見て看護感が育まれる。
- ・モチベーションを維持するため日頃の業務についてフィードバックを行う。
- ・日頃の業務を通して、介護職員等と連携を促進するための精神を育んでいた。

管理者のトップメッセージ

組織としての理念やトップメッセージを伝えることが重要であるとの示唆が得られた

- ・利用者の生活や想いを大事にする視点を浸透させているのは開設者の理念。
- ・利用者の生活を支えているのは訪問看護だけでなく、生活は家族や介護職員によって継続できていることから、利用者や支援者が困らないように訪問看護が観察して、方向性を伝えるのが役割。



【双方向に連携を促進させる上で重要と考えられること】

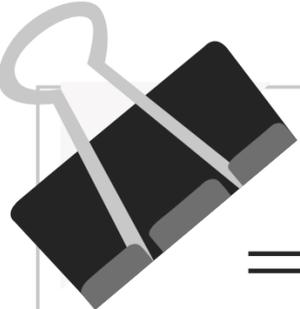
顔の見える関係

連携を円滑にするためには、相互に顔の見える関係が重要であるとの意見があった。

- ・共通言語を持つという意味で介護職員を集めて研修会を行った。
- ・地域の医療と介護の勉強会にはよく顔を出す。
- ・介護職員から依頼があり、訪問看護師の訪問に介護職員がついて同行訪問している。
- ・一緒にケアに取り組むことで相互理解ができる。
- ・介護職員にとっての成功体験は達成感につながり、その後の相談しやすさにもつながるので、共に経験することは大事。
- ・医療と介護の連携推進勉強会に参加して名刺交換。
- ・サービスに繋がらなくても、ケアマネジャーから相談のある事例には訪問に行くようにしている。

構造的要因

相談を受ける体制を整えるため、相談を受けることができる人材がいる必要があり、そのためには**一定の従事者がいること**、**事業所の規模**が必要であることが考えられる。また、管理者が全体の**マネジメントとサービス提供**について**役割と機能のすみ分けができていること**も必要であると考えられる。



【多機能型事業所である療養通所介護が関わることによる連携】

制度を跨いでの 多機能という機能

- ・医療的ケアに対応できる介護サービスと障害福祉サービスを一体的に運営することで、制度を跨いでも1ヶ所の拠点でシームレスに生活の支援を継続できる
- ・訪問看護は医療保険(公費)での関与となり、療養通所介護と一体的に運営していることで自宅等と通所における医療的ケアの連続性が担保され、バックアップ体制が備わっている

重度の医療ニーズが 対応可能という機能

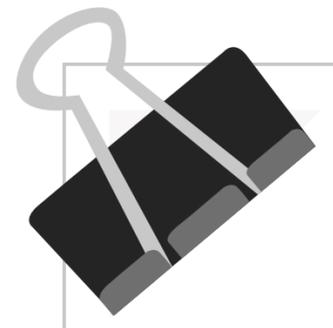
- ・複数の看護職員が配置されていることにより医療ニーズへの対応が可能である
- ・重度の医療ニーズを有する児者の「通所」の受け入れが可能な資源は希少であり、このようなサービスがなかった場合には、訪問系サービスを手厚く整備し、自宅での生活を余儀なくされる可能性がある

通所という機能

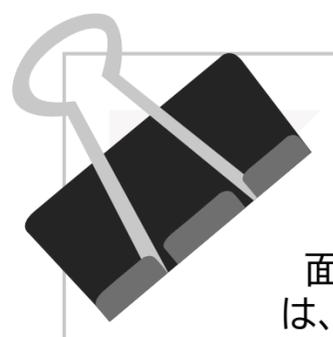
- ・単に重度の医療ニーズ対応を行うのではなく、自宅から通い自宅に帰るという一連の外出機会が生じる。自宅で生活が完結するのではなく、地域での交流も通じて地域で生活することを支援
- ・入浴も行うため、人工呼吸器を装着した利用者の入浴介助方法を介護職員や家族が見学に来るなど、ケアの学びの場としても指導的な役割も担うことが可能

地域密着という機能

- ・安全・サービス提供管理委員会や運営推進会議の開催が義務付けられており、これらの会議を通して顔の見える関係性を築きやすい



まとめ



[介護・障害福祉サービスにとっての連携の効果・意義]

面として連携体制が構築されることは、地域の医療・介護の支援体制が構築されることに繋がるが、点としてサービス間の「連携」体制が構築されることの効果と意義については、訪問看護ステーション・療養通所介護、介護・障害福祉サービスの双方において以下のとおり整理した。

1)利用者・家族の安心感の増加

- ・訪問看護、療養通所介護が支援的に関わることで、利用者や家族の安心感が大きく向上する。
- ・看取り期においても、訪問看護師が医療面の支援を行いながら家族へ寄り添うことで、家族の精神的負担を軽減でき、家族が適切な介護方法を学び、日常的なケアに対する不安も軽減される。

(2)ケアの質の向上

- ・多職種が協力して利用者のケアに関与することで、ケアの質が向上する。
- ・連携を通じてケアプラン等の見直しやサービス提供の最適化が行われることで、より利用者に適した支援が実現する。
- ・療養通所介護では、通所型で医療的ケアと生活支援を一体的に実施しており、長時間のケアを提供する中で、利用者の健康状態を細かく把握することもできていることから、把握した内容や利用者にあったケアの方法を多職種と共有することで利用者・家族への標準化されたサービス提供の起点にもなる。

(3)介護サービスや障害福祉サービスを提供する職員の不安軽減

- ・訪問看護と介護サービス、障害福祉サービスの連携が強化されることで、介護職員の医療面での不安が軽減される。
- ・医療的ケアが必要な場面では、訪問看護師が助言や実践的なサポートを行うことで、介護職員が安心して業務を遂行できるようになる。
- ・このような支援体制は、現場でのストレス軽減や業務の効率化にもつながると考えられた。

(4)モチベーションの維持

- ・訪問看護師と介護職員が協力し、互いに支え合う環境が整うことで、職員のモチベーションの維持にもつながる。訪問看護師が介護職員に目に見える状態の改善ではなくとも、状態が維持されることの重要性などの適切なフィードバックを行うことで、介護職員が自らの仕事に価値(専門性)を感じやすくなる。
- ・チームで支え合う体制ができることで、困難なケースに対応する際の負担感が軽減され、介護人材の確保が叫ばれる昨今において、介護という仕事へのやりがいを抱くことへの貢献も期待される。



〔訪問看護ステーション・療養通所介護にとっての連携の効果・意義〕

(1) 事業所が提供するサービス等の質の向上

- ・介護職員の専門性やサービス提供時の視点の理解が進み、相互理解できるようになることで、利用者等の支援における共通目標を共有しやすくなり、情報連携がスムーズになる。
- ・地域の医療・介護資源として、共に生活支援を考えられるステーションは、ケアマネジャーも相談がしやすく、「連携」が次の連携を生み、事業運営の好循環につながる。

(2) 在宅医療に必要な連携を担う拠点としての役割の発揮

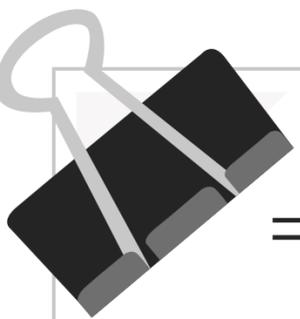
- ・第8次医療計画の見直しに伴い訪問看護ステーションも標記の連携を担う拠点として位置づけられた。
- ・退院に向けた医療機関との共同指導、ターミナルケア等の機能や役割、事業所間の連携、業務効率化等について取組を進めることとされており、在宅医療・介護連携推進事業の取組との連携を図ることが重要とされた。
- ・連携を担う拠点を中心とした横のつながりが期待されている。

(3) 相談元との関係構築

- ・介護・障害福祉サービス事業所が訪問看護師に相談したことで得られた効果として、ケアの質の向上・不安軽減のほかに、相談先との関係が構築され相談しやすくなったといった結果も一定程度確認された。
- ・こうした取組を通じて、必要に応じて医師や家族等との調整の結果、訪問看護の介入に至る事例があることも本調査で明らかとなっており、利用者確保にも直結する。

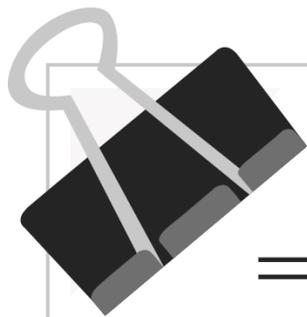
(4) 従事者の職務満足度の向上

- ・「協働する力」を発揮している訪問看護師は、高い看護倫理感を持ち、法に基づいた実践を基盤として、多職種と連携し訪問看護にあたることで、自身が実践したいと考える訪問看護の実践につながっている。
- ・そういった看護師においては、就業継続意向も明確であり、今後を見据えては、訪問看護師・地域で活動する看護師の人材確保も一層困難となることが懸念され、就業を継続してもらうことは何よりの人材確保策である。



【連携を促進させる要素】

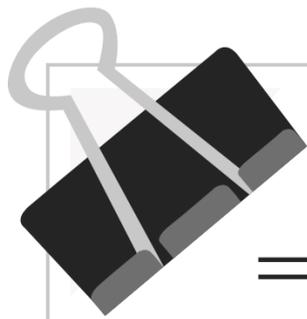
- (ア) 利用者等の意思を尊重したケアを実現(職業倫理感)するという共通目標を重視し、他職種(職域)との相互理解(互いへの敬意)を深め、心理的安全性が提供できる関りができる管理者も含めた人材の育成
- (イ) 地域において利用者等を支援することは多職種連携が前提という管理者のトップメッセージ
- (ウ) 直接的にコミュニケーションが図れる機会を大事にし、顔が見える関係性を築くことの意識
- (エ) 相談が可能であることを周知するとともに円滑な情報連携を可能とするICTの活用
- (オ) 災害時に備えた体制整備など平時からの取組が求められる機会を活用した繋がり構築



【事業所レベルで連携を促進させる具体的方策】

(ア) 利用者等の意思を尊重したケアを実現(職業倫理感)するという共通目標を重視し、他職種(職域)との相互理解(互いへの敬意)を深め、心理的安全性が提供できる関りができる管理者も含めた人材の育成

- ・管理者が連携の重要性を理解し、職員に積極的に働きかける
- ・事業所内で相談や助言ができる体制を確保し、倫理観や法的実践を振り返るカンファレンスを充実させる
- ・訪問看護ステーション間においては、交流の機会を作り経験の浅い管理者がベテランの事業所から学べる機会を提供する。新規のステーションにおいては、こういった機会を積極的に活用する
- ・介護職と看護職の連携に関する研修(多職種が一堂に会する研修や同行訪問、相互実習など)に積極的に参加する
- ・事例検討会など利用者へのサービス提供を振り返る機会をサービス提供に関わった事業所間で開催するなど、連携による価値ある経験を共有する
- ・障害分野について看護師向けには「障害者支援の現場理解・意思決定支援」、障害福祉職員向けには「看取り・緩和ケア、訪問看護の活用方法」といった研修開催による相互理解の促進を図る



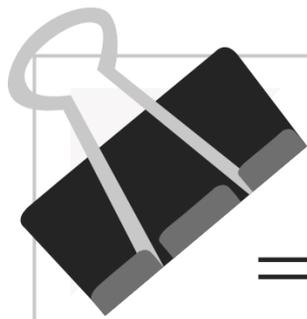
【事業所レベルで連携を促進させる具体的方策】

(イ) 地域において利用者等を支援することは多職種連携が前提という管理者のトップメッセージ

- ・法人・事業所の理念、事業運営方針として多職種連携の重要性を掲げ、「トップメッセージ」として管理者自らが実践し、組織全体の意識を変える

(ウ) 直接的にコミュニケーションが図れる機会を大事にし、顔が見える関係性を築くことの意識

- ・自治体や事業者団体等が提供する研修会など地域の事業者が顔を合わせ交流する機会を積極的に活用する
- ・介護職と看護職の連携に関する研修(多職種が一堂に会する研修(オンライン含む)や同行訪問、相互実習など)に積極的に参加または開催する
- ・健康講座やリハビリ体操などの出前講座・イベントを通じて地域連携を図る



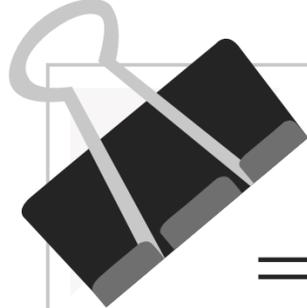
【事業所レベルで連携を促進させる具体的方策】

(エ) 相談が可能であることを周知するとともに円滑な情報連携を可能とするICTの活用

- ・他の事業者と顔を合わせる際に、「いつでも相談が可能である」ことを周知する
- ・相談や情報連携を効率的に行うためICTの活用を前向きに検討する

(オ) 災害時に備えた体制整備など平時からの取組が求められる機会を活用した繋がり構築

- ・複数事業所での災害訓練への参画、業務継続計画に係る研修の合同開催や運営推進会議など既存の枠組みを活用した横のつながりを構築する



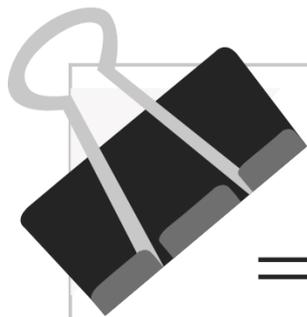
【地域レベルで連携を促進させる具体的方策】

(ア) 利用者等の意思を尊重したケアを実現(職業倫理感)するという共通目標を重視し、他職種(職域)との相互理解(互いへの敬意)を深め、心理的安全性が提供できる関りができる管理者も含めた人材の育成

- ・相互理解を促進するため、地域にある各サービス間を相互に訪問する仕組み(事業化、財源確保など)を構築する
- ・介護職、看護職の連携に関する教育カリキュラムを統一し自治体による差異をなくす

(イ) 地域において利用者等を支援することは多職種連携が前提という管理者のトップメッセージ

- ・医療介護の連携に係る指針等を整備し共通理念を持って事業運営に当たれる環境を整備する



【地域レベルで連携を促進させる具体的方策】

(ウ) 直接的にコミュニケーションが図れる機会を大事にし、顔が見える関係性を築くことの意識

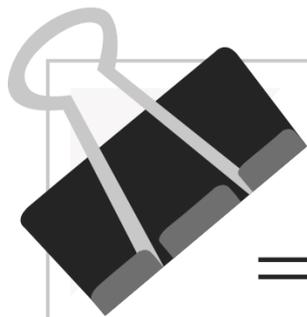
- ・ネットワーク形成を目的とした多職種連携を促進するための事業者交流会等を定期的に行う

(エ) 相談が可能であることを周知するとともに円滑な情報連携を可能とするICTの活用

- ・事業所間の情報連携を促進するため、ICTを活用した地域における情報連携基盤を整備する
- ・医療介護に係る療養相談体制などの整備のほか、平時からの困りごとを気軽に相談できる事業所間の提携などを推進する

(オ) 災害時に備えた体制整備など平時からの取組が求められる機会を活用した繋がり構築

- ・平時からの取組を求める既存の基準や事業に紐づく委員会活動などを活用し、事業所よりも大きな組織が事務的な業務支援を担うなど、複数の事業所が合同で研修や訓練を開催できるように促す



【連携における課題】

(1)対象の希望や意思の共有しづらさ

近年においては、各サービスの事業運営の厳しさも指摘されており、例えば、訪問看護ステーションにおいては、訪問看護の提供をスムーズに行うことの優先順位が高くなってしまふことで共通目標の共有ができない状況も指摘されていた。

法人や事業所の理念が多職種連携を前提とした地域に視線を向けたものとなっているかも重要であり、サービスの具体的取扱方針は運営基準で規定されているものの、サービスごとの規程となっており、サービス間の共通的な理念が十分に浸透していないことも考えられる。

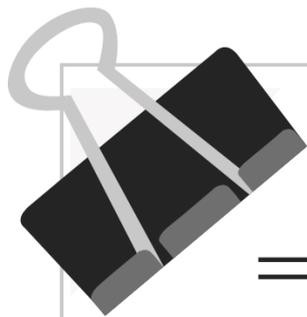
こういった理念・メッセージを浸透させ、実践していく人材育成が課題と整理される。

(2)情報共有のしづらさ

個人情報保護の観点から、同一利用者にサービス提供していない場合には、情報連携ができないことなども指摘され、単にICTを活用した情報連携が行われれば良い訳ではないことも挙げられる。

このような情報連携やICTの活用方法の課題については、併設するサービス事業所がある場合には、連携体制が構築されていたことなどからも、別法人間での連携の難しさを浮き彫りにしている。

こういった課題に対しては、地域での退院支援ルールなど自治体主導で情報連携ツールを準備するケース等もあるところ、平時からの連携を促進するICTを活用した情報共有・連携の在り方については、引き続きの課題として整理できる。



【連携における課題】

(3) 新規開設ステーションの多さ

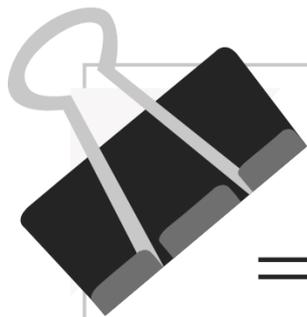
本事業でのアンケート調査結果からは、相談対応の有無や会議等への参加状況について、設置法人や開設後経過年数による違いが明確に確認できなかったが、近年においては、訪問看護ステーションの増加率が高いこともあり、新規に開設された事業所の特性等の把握が追いつかず、そういったステーションにおいては地域内の事業者連絡会等への参画も乏しいとの指摘もあった。

特に、大都市部においてこういった傾向があるとの声も聞かれ、新規のステーションがどのようにして地域の資源と横のつながりを築いていくかは課題として整理できる。また、連携体制が構築され、長年地域で活躍してきたいわゆる老舗のステーションでは、新規のステーションを支援する役割が期待され同行訪問等を受け入れる一方で、困難事例の依頼が舞い込み、効率的なサービス提供からは遠くに位置していることなども指摘された。

(4) 事業継続の難しさ

相談対応や同行訪問といった連携体制構築に資する取組を行うには、人的・経済的余力がなければ難しいことも指摘されていた。逆説的には、報酬が得られない活動については、取り組むことが難しいと言える。

2040年を見据えては、地域のサービス需要の増減が生じているところ、需要が減少に転じている地域においては、職員の規模や報酬単価が高い機能強化型の事業所や看護小規模多機能型居宅介護、訪問看護と一体的に運営される療養通所介護などが連携の拠点となることが合理的であろう。一方、需要が増加することが見込まれる大都市部においては、各サービス事業所が横のつながりを一層強化することが求められる。しかしながら、需要が減少に転じていたとしても、限りある介護資源が連携して地域の支援にあたることは必要不可欠であり、相互に連携を促進する取組を行っている事業所が、どの地域でもしっかりと立脚できるよう評価されるべきであろう。介護・障害福祉サービス事業所からも、医療職種への相談等のニーズが発信されつつも、相談しづらさなどが挙げられており、訪問看護等との連携体制が構築されていることの評価も考え得る。これらについては、報酬制度での対応をどうするのかといった課題として整理される。



【連携における課題】

(4)事業継続の難しさ 療養通所介護

療養通所介護サービスについては、単独での事業運営が非常に厳しいことが挙げられていた。療養通所介護と障害福祉サービスの更なる連携体制構築においては、障害福祉サービスとの一体的な運営が効果的である。

障害児が障害者へと移行した際の報酬の減額、障害者が高齢者となった際に更に報酬が減額となることは現行の報酬体系から明らかである。しかしながら、ケア提供者として必要な看護職員やその員数は変わらず、介護報酬においては令和6年度介護報酬改定により重度者ケア体制加算が新設されたが、主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援、放課後等デイサービス、または生活介護における看護職加配加算と比較すると単価が低い。

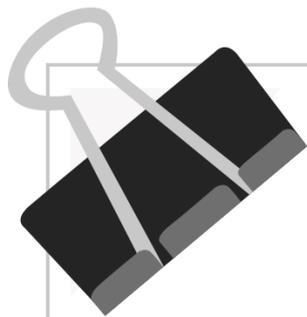
これらの差異をどのように解消するのも課題である。

(5)訪問看護など地域看護に携わる看護師と障害福祉サービスの連携

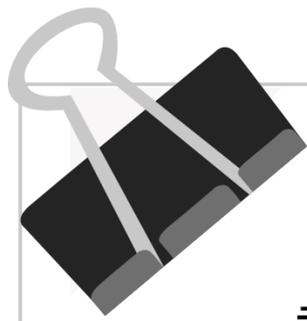
本事業の調査結果、有識者の意見から訪問看護と障害福祉サービスの連携の絶対量が少ないことが明らかとなった。症状が固定された障害児者が、意思疎通が困難な状況下で、生活を継続しなければならないことは、地域での生活における最優先課題である。

福祉職においては、「生活支援中心」の思考に、医療職は維持療法も含めた「治療中心」の思考になりがちである。近年では、医療的ケア児の増加と障害者の高齢化が社会的な課題として深刻化している。

障害を有する児者のケアや看取りに携わる機会は自然増加が考えられ、生活の場である地域で活動する訪問看護や療養通所介護など地域看護に携わる看護師は、障害福祉制度や障害福祉分野で活動する福祉職の専門性に対する理解を進めていく必要がある。

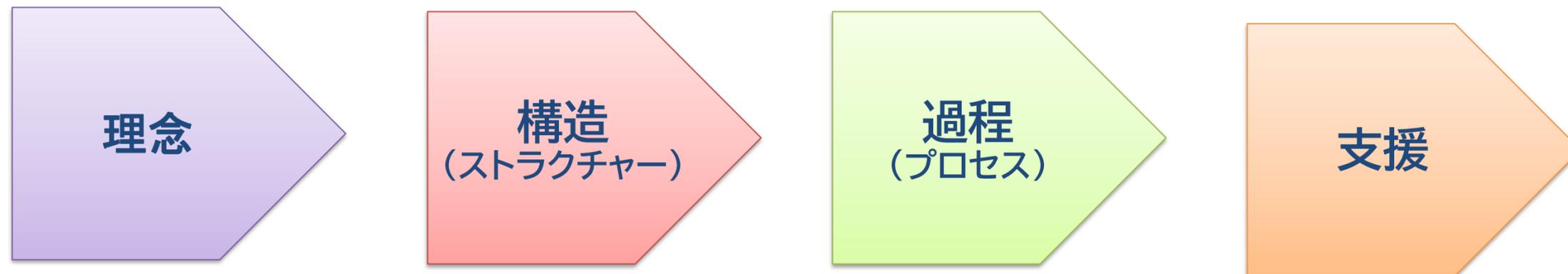


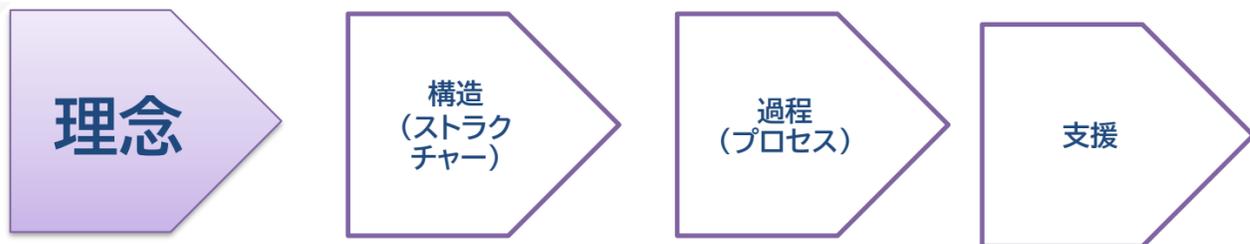
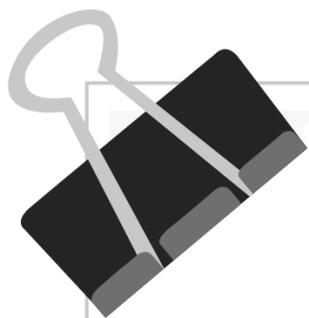
提 言



訪問看護ステーション・療養通所介護事業所と介護サービス・障害福祉サービス事業所の連携の現状及び課題の整理を通じ、これからのサービス提供体制の整備を見据え、連携を促進する要素を外的に刺激し連携における課題解決に資する取組として、理念・構造(ストラクチャー)・過程(プロセス)・支援の観点から5つの提言をまとめた。

地域に現存するサービス資源が、サービス提供の如何に関わらず効果的・効率的に連携することで、地域包括ケアシステムの深化及び地域共生社会の実現に向けたサービス提供体制の在り方へと発展していくと考える。





1)2040年を見据えた訪問看護と介護サービス、療養通所介護と障害福祉サービスの連携体制への提言《理念》

平時における小さな変化や困りごとや現状をどうするのか判断が求められるような事象を共有、相談できる連携体制を構築することで、以下の効果が期待できる。

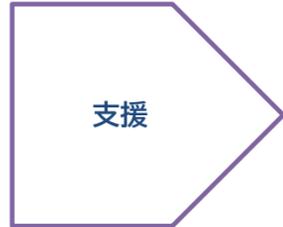
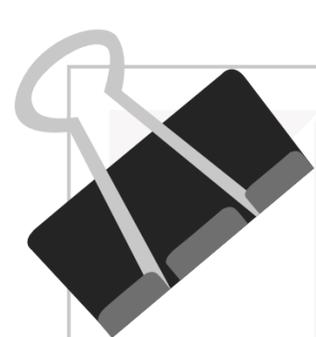
【介護・障害福祉サービスにとっての効果】

- ①利用者・家族の安心感の増加
- ②ケアの質の向上
- ③介護サービスや障害福祉サービスを提供する職員の不安軽減
- ④職員のモチベーションの維持

【訪問看護ステーション・療養通所介護事業所にとっての効果】

- ①事業所が提供するサービス等の質の向上
- ②在宅医療に必要な連携を担う拠点としての役割の発揮
- ③相談元との関係構築
- ④従事者の職務満足度の向上

2040年を見据えては、看取り者数の増加、人口減少に伴う担い手不足が社会的課題であるところ、限りある資源による一定の質が担保された持続的なサービス提供体制を目指していかなければならない。このため、事業者間が確実に連携できる体制として、訪問看護ステーション及び療養通所介護事業所とこれらに関わる介護・障害福祉サービスに対して、次について提言する。

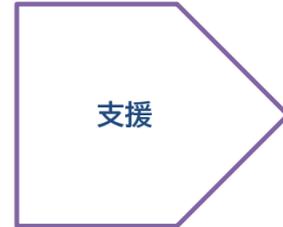
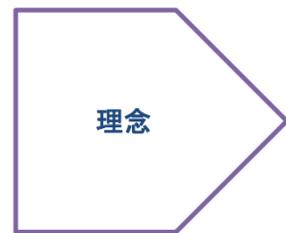
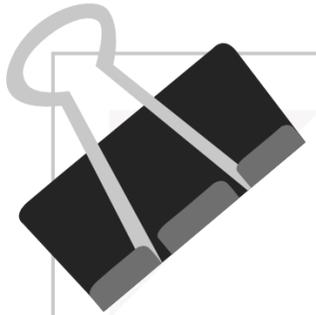


1)2040年を見据えた訪問看護と介護サービス、療養通所介護と障害福祉サービスの連携体制への提言《理念》

【提言1】 訪問看護ステーションと他の介護サービス事業所、療養通所介護事業所と障害福祉サービス事業所が目指すべき連携体制

各事業所は、終末期や入退院支援といった加算で誘導されたスポットでの連携強化ではなく、平時における小さな変化や困りごと等の現状をどうするのか判断が求められるような事象を共有、相談できる連携体制の構築を目指すことが重要である。

特に、療養通所介護と障害福祉サービスとの更なる連携体制の構築を見据えては、地域密着型通所介護の一類型である療養通所介護と主に重症心身障害児者を通わせる児童発達支援等の障害福祉サービスを一体的に運営することでの多機能化が必須である。制度を跨いで一体的に支援ができる機能が欠かせない。

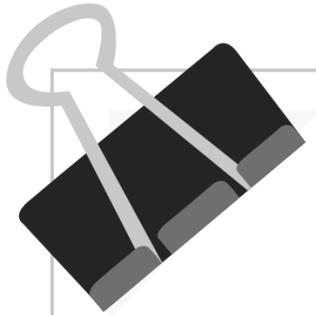


2)連携を促進するための構造的な取組に関する提言 《ストラクチャー》

訪問看護ステーションや療養通所介護事業所において、連携体制構築に向けて適切な相談支援体制の整備は重要な要素である。このため、訪問看護ステーションや療養通所介護事業所に対して以下を提言する。

【提言2】連携を促進するため訪問看護ステーション・療養通所介護事業所に推奨される体制

- ①相談応需体制の整備と人材の充実【相談体制の明確化】
- ②リーダーによる理念の打ち出し【事業運営方針における多職種連携の明確化】
- ③ICT化の推進【効率的な情報連携体制の整備】
- ④訪問看護ステーション同士の連携強化【事業者間の情報共有・交換の場の設置】

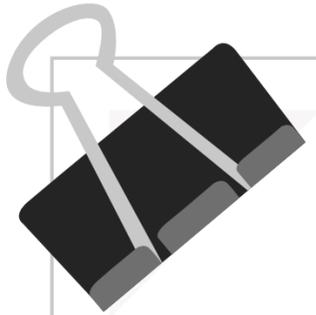


3) 連携を促進するための過程的な取組に関する提言 《プロセス》

効果的な連携を実現するためには、訪問看護、療養通所介護と介護・障害福祉サービス間でサービスやケアを提供する専門職の職域の違いを理解することが重要であるため、各事業所の機能や役割を明確にする必要がある。また、利用者に対するサービスやケアの方針共有と互いへの敬意を持つことで、相互の信頼関係が深まり、スムーズな情報共有が可能となる。これらは、特別な物的環境を整備する必要はなく、事業運営の基本方針とも言える事項であり、現行の運営基準等に従い、全てのサービスに対して実践いただくよう以下について提言する。

【提言3】連携体制構築のために連携する事業所双方に日々の実践を通じて推奨される取組

- ① サービス提供に携わる各専門職の職域の理解
- ② 各サービスの機能の理解
- ③ 事業所間での利用者ごとのケア方針の共有
- ④ 事業所間の対等なパートナーシップの構築
- ⑤ 職員の心理的安全性の確保
- ⑥ 職員の職業倫理感の育成

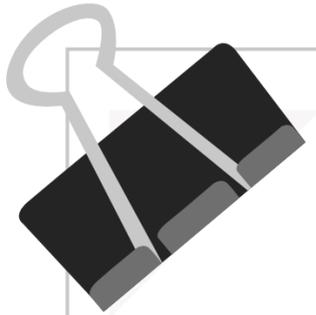


3) 連携を促進するための過程的な取組に関する提言 《プロセス》

訪問看護と介護、障害福祉サービスの連携をさらに促進するためには、主に訪問看護側に効果的と考えられる方策として、ケースを通じた連携の振り返りや、多職種が協働できる機会の創出等が挙げられる。このため、訪問看護ステーションや療養通所介護事業所に対して、推奨される取組として、以下を提言する。

【提言4】連携促進のために訪問看護ステーション・療養通所介護事業所に推奨される取組

- ① ケースを通じた連携・振り返りの機会の充実【事例検討の充実】
- ② 人材育成【訪問看護師への福祉職の専門性に係る研修】・【多職種合同研修】
- ③ 相互交流【相談対応に加えた支援体制の整備】
- ④ 顔の見える関係の構築【多職種が参集する機会・場への参画】

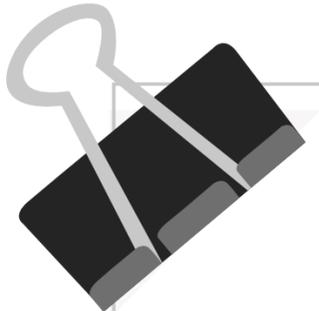


4)連携体制構築を促進するための支援等に関する提言

連携を促進するため、顔の見える関係性を構築する機会や効率的な情報連携の基盤となるICT化や持続可能な連携体制構築については、地域ぐるみの広範な取組も必要である。そのためには、行政の支援も不可欠であり、連携基盤の整備や補助金等の財政的な支援、連携促進のための指針のほか、報酬制度による誘導などが求められ、行政に対して以下を提言する。

【提言5】地域包括ケアシステムの深化・地域共生社会の実現に向けた施策

- ①行政からの支援【面としての支援】
- ②制度による誘導【基準や報酬での対応】



報告書はこちら



リーフレットはこちら



リーフレットは、地域の新規訪問看護ステーションや連絡会で配布いただき、連携のきっかけにさせていただきますと幸いです。